

(3) 被告金夫

被告金夫は、平成16年4月に原告夢実が被告インシップと直接取引を開始した当時、取引内容を協議するなどの対応をし、その後、本件商品を製造するに当たり、原料としてギンコロン24J以外のイチョウ葉エキス抽出物も使用するようになった(前提事実(1)ア(エ)、被告金夫本人)。そうすると、被告金夫は、本件合意の存在を認識しつつ、ギンコロン24J以外のイチョウ葉エキス抽出物を用いて本件商品の製造を行ったと認められるから、民法709条に基づき、被告インシップに対する損害賠償責任を負う。

また、被告金夫は、平成16年4月頃から平成30年12月31日まで原告夢実の取締役であり、うち平成17年9月30日から平成30年7月までの間は原告夢実の代表取締役であったところ(前提事実(1)ア(エ))、その中で本件合意違反を行ったものであるから、会社法429条1項に基づき、被告インシップに対する損害賠償責任を負う。

一方、本件取引停止は、被告金夫が原告夢実の取締役であるときに行われているものであるが、当時、被告金夫は体調を崩して入院中であったことからすれば(前提事実(5)イ)、他の取締役(被告岡田及び被告久保田)が行った

本件取引停止について、監視監督する義務を怠ったとか、そのことにつき悪意又は重過失があると認めることはできない。

5

10

15

20

25